平成２２年（フ）第２８８２号
札幌市白石区東札幌６条２丁目３番７号　山平マンションＡ号
債務者　村上美枝子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８８５号
北海道北広島市大曲光２丁目１番地８　アークコート光103号
債務者　石川　寿次
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８８８号
札幌市南区真駒内緑町３丁目２番６―502号
債務者　高木　和子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８９１号
札幌市北区北24条西13丁目２番７号　ノッティングヒルゲート103号
債務者　中澤　美江（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８９５号
札幌市東区東苗穂５条３丁目６番25―208号
債務者　蝦名喜美子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９００号
札幌市東区北11条東12丁目１番６号
債務者　川住　拓也
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９０４号
札幌市白石区東札幌３条４丁目５番32―902号
債務者　盛本　秀幸
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９０５号
札幌市西区山の手４条11丁目１番15―501号
債務者　赤坂　康子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９０７号
札幌市豊平区美園５条６丁目３番15―101号
債務者　齊藤　桂子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９３１号
札幌市北区北38条西７丁目１番14号　コーポ両国202号
債務者　三上　一巳
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９５１号
札幌市豊平区月寒東２条20丁目10番13号
債務者　藤巻　美紀（旧姓溝江）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９６１号
札幌市豊平区平岸２条８丁目３番18号　カノウハイツ305号
債務者　大西　勝美
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９６４号
札幌市豊平区豊平３条１丁目１番11号　丸京アパート２
債務者　津田廣一郎
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９８５号
札幌市西区八軒６条東５丁目１番31号
債務者　日西　篤史
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０９号
群馬県甘楽郡甘楽町大字小川496番地４　中野アパート
債務者　松井　謙和
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３１４号
群馬県富岡市妙義町下高田1900番地
債務者　伊丹　邦治
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３１８号
群馬県高崎市小八木町2003番地１　フラワーハイム103号
債務者　久保田麻弓
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部